

# 2018年度 法科大学院

## 第1期入学試験問題

### 1時限

### 憲法

### (論文式)

## 試験時間 60分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

日本国民の男性Mと外国籍の女性Nは婚姻していないが、この2人の間に日本でXが出生した。Xの出生後、MがXを認知したので、Xは法務大臣に国籍取得届を提出したが、法務大臣は国籍法第3条第1項(平成20年法律88号による改正以前のもの。以下同じ)所定の要件を満たしていないとして受理しなかった。そこで、Xは、国を相手取り、日本国籍を有することの確認を求める訴訟を提起した。

国籍法第3条第1項が認知に加えて父母の婚姻も国籍取得の要件としていることについては、出生後に父によって認知された子が、さらに父母の婚姻によって嫡出子の身分を取得することで、日本国民たる父の生活と一体化し、ひいては日本の社会と密接な結びつきをもつようになることをねらったものだと理解されている。

他方で、近年では日本の社会的・経済的環境の変化に伴って、夫婦関係、親子関係、家族生活に関する意識も多様化し、非嫡出子の割合も増加しつつあること、国際化の進展によって増加してきた日本国民と外国人のカップルでは、婚姻や親子関係の意識も、家族生活の実態も、日本国民同士の場合に比べて複雑多様であること、国際的にも非嫡出子の取り扱いを改善する立法的な傾向があることなどが指摘されている。

### 【参照条文】

国籍法第3条第1項(平成20年法律88号による改正以前のもの)

父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で満20歳未満のもの・・・は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

国籍法第2条第1項

子は、次の場合には、日本国民とする。

- 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

### 設問

Xは、日本国籍を有することの確認を求めるために、どのような憲法上の主張をすることができるか述べなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)